

入札説明書

件名：令和3年度就職支援セミナー事業委託契約

愛知労働局

「令和3年度就職支援セミナー事業委託契約」に関わる入札公告（令和3年2月8日付）に基づく入札等については、当該公告に定めるもののほか、会計法その他の関係法令並びに入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

愛知労働局総務部長 佐藤 広道

2 調達内容

(1) 調達件名

令和3年度就職支援セミナー事業委託契約

(2) 調達仕様

別添1「民間委託による就職支援セミナーの業務委託に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(4) 入札方式

電子調達システムによる入札とする。ただし、これにより難しい者は、その理由を明らかにさせ承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えることができるものとする。

(5) 入札方法

入札金額は総価とする。また、落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し入札すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うことになり所要金額を上回る場合の契約金額との差額については落札者の負担となる。

3 競争参加資格

(1) 予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために

連合した者

- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 令和01・02・03年度（又は平成31・32・33年度）厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、東海・北陸地域における「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
- ① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③ 船員保険 ④ 国民年金
 - ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公告における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
- ア 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
 - イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - ウ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
 - エ 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- (7) 本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。
- (8) 就職支援に関する事業（必ずしも職業紹介事業の実績を要しない。）に係る実績を過去3年以上有する者であること。
- (9) 開札後の愛知労働局職業安定部職業安定課及び公共職業安定所担当者との事前打合せには、事業担当者とともに、講師及び補助員等が出席できること。
- (10) 就職支援セミナーの講師については、キャリアコンサルタント等の資格保持者として十分に専門的と認められる者又は企業の人事労務管理経験者等でこれと同等以上と認められる者等、就職支援の専門的な知識・経験を有する者であること。
- (11) 上記(10)の講師については、同日複数の場所で就職支援セミナーを開催することも考えられることから必要講師数を派遣出来る体制があること。
- (12) 当該役務の提供にかかる迅速なアフターケアサービス等の体制が整備され、かつ本契約を履行す

- るための体制（個人情報保護に関する措置を含む）を有すること。
(13) その他予令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札に係る問い合わせ等

(1) 入札説明書を交付する日時、場所及び問い合わせ先

日 時 令和3年2月8日（月）から令和3年3月8日（月）まで
場 所 名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル13階
問合せ先 愛知労働局職業安定部職業安定課 人材確保支援係 担当：岡本
TEL：052-219-5505 FAX：052-220-0571
問合せ方法 下記4（2）のアドレスまでメールにて質問をすること。（任意様式）
なお、回答については、質問を提出した事業者及び入札説明書を交付した
全事業者へ、令和3年3月9日（火）10時00分までに随時メール等で行う。
ただし、軽微な質問については質問者のみに回答する。
問合せ期限 令和3年2月8日（月）9時00分から令和3年3月8日（月）17時00分
まで

(2) 入札説明会の日時及び場所

日 時 令和3年2月18日（木）10時00分
場 所 愛知労働局伏見庁舎12階会議室
名古屋市中区錦2-14-25 ヤマイチビル12階
ただし、上記の日時で参加できない業者に対しては、令和3年3月8日（月）
17時00分まで随時説明を行うこととする。
出席人数 1事業者当たり2名までとする。
申込期限 令和3年2月17日（水）16時00分まで
申込方法 メールで申し込みをすること。
申込先 okamoto-kazue@mhlw.go.jp
上記のアドレスに、会社名、参加者名、電話番号を付記し、送付すること。
なお、メールのタイトルは「説明会申込み」とすること。

5 確認書類の提出期限・方法

(1) 提出期限は令和3年3月9日（火）12時00分まで

(2) 原則、上記4（1）まで直接提出（持参）すること。

郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、提出期限までに上記4（1）まで到着するよう
に送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提
出がなかったものとみなす。

なお、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

(3) 提出書類（各1部）

ア セミナーの実施に関する確認書類（仕様書5（1）ア～カ参照）

イ 競争参加資格に関する誓約書（別紙3）

ウ 関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令
59号）第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」及び
当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。）が
ある場合には、当該関係会社に係る一覧表（別紙4）

エ 一般競争（指名競争）参加資格に係る資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
し

オ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく令和2年度

の障害者雇用状況報告書の写し。または、法定雇用率を達成していない場合にあつては、障害者雇入れ計画の写し（計画作成命令を受けていない事業主団体等においては、現在の状況を障害者雇用状況報告に準じた文書）。

ただし、常用労働者数が45人以下の事業主については別紙5「障害者の雇用状況に関する報告書」を提出すること。

カ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく令和2年度の高年齢者雇用状況報告書の写し。また、令和2年の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の事業主団体等においては、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し。

なお、就業規則の作成義務がない常時10人以上の労働者を使用しない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類を提出すること。

キ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙6）

ク 保険料納付に係る申立書（別紙7）

(4) 受領した確認書類等の確認結果については、令和3年3月9日（火）17時00分までに、提出者あてに連絡するものとする。

6 確認書類に不備があつた場合の取扱い

一旦受理した確認書類において形式的な不備が発見された場合は、提出者に対し、不備のあつた旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取つた提出者が提出期限までに整備された確認書類を提出できない場合は、確認書類は無効とする。

また、確認書類については、参加が認められない場合であっても返却をしない。

7 参加申込みの受付期限及び受付場所

(1) 電子

調達システムに定める手順に従い手続きを行うこと。なお、紙入札参加方式を希望する者は入札説明書に定める別紙1「電子入札案件の紙入札方式での参加について」を持参により提出すること。

受付期限 令和3年3月10日（水）15時00分まで

受付場所 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館3階

愛知労働局総務部総務課会計第一係 担当：川辺

電話番号 052-972-0262

FAX 052-685-8470

(2) 入札に参加しない場合

入札説明書及び仕様書確認の上、入札に参加しない場合については、入札説明書及び仕様書は令和3年3月10日（水）15時00分までに返却すること。

8 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

上記7（1）と同じ

(2) 入札書の提出期限

令和3年3月10日（水）17時00分まで

(3) 電子調達システムによる場合

当該システムに定める手順に従い入札書を作成し、提出しなければならない。

(4) 紙による場合

別紙2の様式にて「入札書」を作成し、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官愛知労働局総務部長殿と記載）及び「令和3年3月11日開札〔令和3年度就職支援セミナー事業委託契約〕の入札書在中」と朱書きしたものを持参により提出しなければならない。また、本件においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため開札の立会いは行わないこととするため、再度入札に備え2回目の入札書も提出すること。（1回目の開札で落札者が決定した場合は、2回目の入札書は応札者に返却するものとする。）郵送により提出する場合は書留郵便に限るものとし、上記7（1）あてに入札書の受領期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。郵送の場合、担当者の職氏名及び連絡先を明記すること。封筒の作成については、別紙8を参考にすること。

なお、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

（5）入札の無効

- ① 公告に示した競争参加資格のない者
- ② 申請書又は資料に虚偽の記載をした者及び入札に関する条件に違反した者
- ③ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合
- ④ 契約担当官等により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記3に掲げる参加資格のない者
- ⑤ 別紙6の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（6）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（7）代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手續を終了しておかななければならない。なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。
- ② 代理人が紙により入札をする場合については、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、別紙9の様式による委任状を入札書が入った封筒とは別に提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（8）その他

- ① 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- ② 入札参加者は、いかなる協議、協定又は公正な入札執行の妨げをしてはならない。

9 開札

（1）開札の日時及び場所

日時 令和3年3月11日（木）11時30分

場所 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館4階
愛知労働局 4階会議室

（2）電子調達システムによる場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による場合

本件においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、開札の立会いは不可とする。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、予決令第82条（再度入札）の規定に基づき、再度の入札（1回）を行うものとする。再度入札は、上記開札終了後、引き続き行うため、これに参加する場合は、電子調達システムにおいては再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとし、紙入札については、予め受理した2回目の入札書をもって参加の意思があるものとする。なお、上記電子調達システムにおける再入札通知書に示す時刻までに応札がない場合、又は、紙入札の場合で2回目の入札書の提出がない場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

10 その他

(1) 本入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札手続に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本入札公告及び仕様書に定める書類、並びに上記5（3）に定める書類等を指定する期限までに提出し、支出負担行為担当官の確認を受けなければならない。また、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 留意事項

- ① 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- ② 契約関係書類に虚偽の記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があること。

(5) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 本入札公告、本入札説明書に従い、書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

(6) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、別添2「令和3年度就職支援セミナー事業委託要綱」（以下「委託要綱」という。）に基づき、遅滞なく契約締結の手続を実施するものとするが、本契約は令和3年度にかかる契約となるため、契約書については、令和3年4月1日以降に取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、必要があると認めるときは、まず、当該契約

の相手方が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記（6）②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約方に送付するものとする。

④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（7）支払条件等

適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に契約金額を支払う。

（8）手続きにおける交渉の有無

無

（9）入札参加者は、仕様書等を熟読し、内容承認の上、参加すること。

（10）その他詳細は委託要綱及び仕様書による。

（11）本事業は、令和3年度予算の成立を前提としているため、契約締結日までに令和3年度予算案が成立しない場合は、別途協議する。

（12）通信障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。ただし、申請書類、応札の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記7（1）に連絡すること。なお、通信は時間の余裕をもって行うこと。

・電子調達システムヘルプデスク 0570-014-889（ナビダイヤル）

・ホームページ <https://www.geps.go.jp/>

【添付資料内容】

- ・別紙 1 電子入札案件の紙入札方式での参加申請書作成様式（紙参加）
- ・別紙 2 入札書作成様式（紙参加）
- ・別紙 3 競争参加資格に関する誓約書
- ・別紙 4 関係会社一覧表
- ・別紙 5 障害者の雇用状況に関する報告書
- ・別紙 6 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ・別紙 7 保険料納付に係る申立書
- ・別紙 8 封筒表記要領（紙参加）
- ・別紙 9 委任状作成様式（紙参加）
- ・別添 1 民間委託による就職支援セミナーの業務委託に関する仕様書
- ・別添 2 令和 3 年度就職支援セミナー事業委託要綱

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
愛知労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者
電 話 番 号

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名

件名：令和3年度就職支援セミナー事業委託契約

2 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例)・認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

入 札 書

¥

(件名：令和3年度支援セミナー事業委託契約)

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者
代 理 人
電 話 番 号

支出負担行為担当官
愛知労働局総務部長 殿

注1 入札価格は、消費税等を含まない金額を記入すること。

注2 代理人をもって入札する場合には、押印は代理人のみでも可とすること。

競争参加資格に関する誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札時までには是正を完了しているものを除く。）。
- 3 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
愛知労働局総務部長 殿

該当項目

《記載項目の例》

- ・ 命令若しくは処分等の概要
- ・ 命令若しくは処分等があった年月日
- ・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・ 原処分庁
- ・ 命令若しくは処分等を受けた理由

障害者の雇用状況に関する報告書

令和3年度就職支援セミナー事業に係る入札に参加するに当たり、令和2年6月1日現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し上げます。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
愛知労働局総務部長 殿

| A 事業主 | (ふりがな) 氏名 (法人にあっては 名称及び代表者 の氏名) | () 記名押印又は署名 | 住所 (法人にあっては 主たる事務所の 所在地) | 〒 (Tel - -) |
|---------------------------------|---|-------------------------|---------------------------------------|-------------------------|
| B 雇 用 の 状 況 | ① 常用雇用労働者の数 | | | |
| | (イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く) | | | 人 |
| | (ロ) 短時間労働者の数 | | | 人 |
| | (ハ) 常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)] | | | 人 |
| | (ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数 | | | 人 |
| | ② 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数 | | | |
| | (ホ) 重度身体障害者の数 | | | 人 |
| | (ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数 | | | 人 |
| | (ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数 | | | 人 |
| | (チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数 | | | 人 |
| | (リ) 身体障害者の数 [(ホ×2)+ヘ+ト+(チ×0.5)] | | | 人 |
| | (ヌ) 重度知的障害者の数 | | | 人 |
| | (ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数 | | | 人 |
| | (七) 重度知的障害者である短時間労働者の数 | | | 人 |
| | (ワ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数 | | | 人 |
| (カ) 知的障害者の数 [(ヌ×2)+ル+七+(ワ×0.5)] | | | 人 | |
| (ヨ) 精神障害者の数 | | | 人 | |
| (タ) 精神障害者である短時間労働者の数 | | | 人 | |
| (レ) (タ)のうち欄外注1及び注2に該当する者の数 | | | 人 | |
| (ク) 精神障害者の数 [ヨ+{(タ-レ)×0.5}+レ] | | | 人 | |
| ③ 計 [②のリ+②のカ+②のク] | | | 人 | |
| ④ 実雇用率(③/①の×100) | | | % | |

注1 対象年の3年前の6月2日以降に雇い入れられた者であること。
 注2 対象年の3年前の6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
 注3 上記に該当する場合であっても、次の点に留意すること。
 ① 精神障害者が退職した場合であって、その退職後3年以内に、退職元の事業主と同じ事業主(※)に再雇用された場合は、特例の対象とはならないこと。
 ※ 退職元の事業主が、子会社特例やグループ適用、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている場合は、その特例を受けているグループ内の他の事業主も「退職した事業主と同じ事業主」とみなす。
 ② 療育手帳を交付されている者又は判定機関により知的障害があると判定されていた者が、雇入れ後、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、療育手帳の交付日又は当該判定機関による判定の日を精神障害者保健福祉手帳の交付日とみなすこと。

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

愛知労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

住所(又は所在地)

社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日が明らかとなる資料を、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

支出負担行為担当官

愛知労働局総務部長 殿

注) 各保険料のうち労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

封筒表記要領

(表) すべて朱書き

| | |
|---------------------------------------|--------|
| 支出負担行為担当官 愛知労働局 総務部長 殿 | 入札書 在中 |
| 令和3年3月11日開札 件名：令和3年度就職支援セミナー事業委託契約 | |
| 入札者 住所 | |
| 商号又は名称 | |
| 代表者氏名 | 印 |
| 代理人氏名 | 印 |

※ 代理人をもって入札する場合には、押印は代理人のみでも可とすること。

(裏)

| | | |
|---|---------------------------|---|
| | 入札者の押印（代理人の場合は代理人印）にて封緘する | |
| 印 | ----- | 印 |
| | とじしろは糊で貼る | |

委任状

私は、(氏名) _____ を代理人と定め下記事項の入札、見積り及び開札への立会に関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 令和3年度就職支援セミナー事業委託契約

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者

代 理 人

電 話 番 号

支出負担行為担当官
愛知労働局総務部長 殿